## (別 紙)

## 食品表示基準について(新旧対照表)

改正後(新)	改正前(旧)
食品表示基準について(平成27年3月30日消食表第139号)	食品表示基準について(平成27年3月30日消食表第139号)
(総則関係) (略)	(総則関係) (略)
(加工食品)	(加工食品)
$1\sim4$ (略)	$1\sim4$ (略)
5 表示の方式	5 表示の方式
(1) • (2) (略)	(1) ・ (2) (略)
(3) 添加物表示 添加物の物質名又は簡略名の表示は、規則別表第1、名簿、別添 添加物1-1、別添 添加物2-1、別添 添加物2-2及び別添 添加物2-3に掲げる名称のとおりに表示することが原則であるが、食品関連事業者等及び一般消費者に誤解を与えない範囲内で平仮名、片仮名、漢字を用いても差し支えないものであること。	(新設)
(4) 栄養成分表示 (略)	(3) 栄養成分表示 (略)
6 ・ 7 (略)	6・7 (略)
(生鮮食品)	(生鮮食品)
1 • 2 (略)	1・2 (略)

3 表示の方式	3 表示の方式
(1) 添加物表示 加工食品に係る記述を参照すること。	(新設)
(2) 別添 添加物 1 - 6 の「1 防かび剤又は防ばい剤」に掲げる添加物を使用した旨の表示 について (略)	別添 添加物1-6の「1 防かび剤又は防ばい剤」に掲げる添加物を使用した旨の表示について (略)
4 (略)	4 (昭名)
(添加物)	(添加物)
1 義務表示事項 (略)	1 義務表示事項 (略)
2 表示の方式 加工食品に係る記述を参照すること。	2 表示の方式 物質名又は簡略名の表示は、規則別表第1、名簿、別添 添加物1-1、別添 添加物2-1、別添 添加物2-2及び別添 添加物2-3に掲げる名称のとおりに表示することが原則であるが、食品関連事業者等及び一般消費者に誤解を与えない範囲内で平仮名、 片仮名、漢字を用いても差し支えないものであること。 そのほかは、加工食品に係る記述を参照すること。
3 表示禁止事項 (略)	3 表示禁止事項 (略)
(附則) (略)	(附則) (略)
別添一覧	別添一覧
添加物関係 ~ 生かき関係 (略)	添加物関係 ~ 生かき関係 (略)

(削る)	様式関係
	様式第1号 食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令第10条の
	規定による製造所固有の記号の届出について
	様式第2号 食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令第10条の
	規定による製造所固有の記号の届出について
	様式第3号 食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びに乳等を主要原料と
	する食品の表示に関する内閣府令第3条第8項による届出について
別添 添加物1―1 ~ 別添 生かき関係 (略)	別添 添加物 1 — 1 ~ 別添 生かき関係 (略)
(削る)	様式第1号
	年 月 日
	申請者 (製造者) 住所又は所在地
	氏名又は名称
	消費者庁長官 殿
	食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令第10条の規定による製造 所固有の記号の届出について
	食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令第10条の規定により下記の製造所において製造した食品(添加物)の表示について下記の固有の記号を使用して表示したい

	のでお届けいたします。					
	固有の記号	製 所 在	造 の E 地 及び 名	所名称	食品の分類名	
				(日本工業規	見格A列4番)	
(削る)	様式第2号				年 月 日	
					午 月 日	
			(製造者)	住所又は所在地		
		申請者		氏名又は名称		
			(販売者)	住所又は所在地		
				氏名又は名称		

	消費者庁長官 殿
	食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令第10条の規定による製造 所固有の記号の届出について
	食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令第10条の規定により下記の製造所において製造し上記販売者が販売する食品(添加物)の表示について下記の固有の記号を使用して表示したいのでお届けいたします。
	製 造 所 固有の記号 の 食品の分類名 所 在 地 及び 名 称
	(日本工業規格A列4番)
(削る)	様式第3号
	年 月 日
	申請者 (製造者) 住所又は所在地
	氏名又は名称

消費者庁長官	收 ·
	第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びに乳等を主要原料とする食品の表示 3条第8項による届出について
	第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びに乳等を主要原料とする食品の表示 3条第8項の規定により、下記のとおり固有の記号を使用して表示したいの
固有の記号	乳処理場(特別牛乳にあっては特別牛乳搾取処理場) 又は製造所の所在地及び名称
	(日本工業規格A列4番)